

# 精神障害者の雇用広がる

精神障害のある人の雇用が広がっている。2018年度から精神障害者の数を考慮した新たな障害者の法定雇用率①が定められることなどが背景にある。働き続けるには、治療が一段落してからのリハビリや就労後の支援体制の充実も欠かせない。(館林牧子)

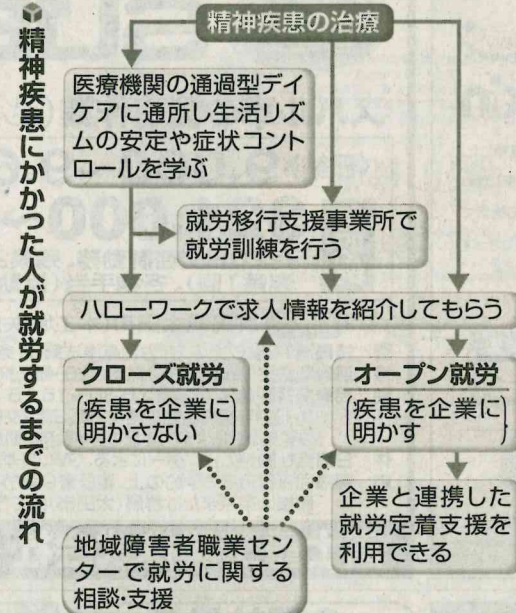
東京大病院(東京都文京区)にある精神科デイホスピタル。利用者たちが、和気あいあいとかんざしの部作りに取り組んでいた。「スタッフが見守ってくれ、お互いに助け合える」と案内してくれた男性。部品を作った収益の還元や発注元との連絡など、運営は基本的に利用者任せられる。料理やスポーツ、茶話会などの行事も担当が決められ、企画の内容を話し合うところから実行、後か

厚生労働省によると、ハローワークを通じて2014年度に就職した精神障害のある人はのべ3万4538人。前年度に比べて17.5%増加し、年々、急激に伸びている。



「仕事を始めた後も東京大病院精神科デイホスピタルの方に相談に乗ってもらい、助かりました」と話す女性(右)と就労後の支援を担当したスタッフ

**障害者の法定雇用率** 現在は知的、身体障害者の数を基に決められており、従業員50人以上の企業は2.0%の障害者を雇う義務がある。精神障害者の場合、統合失調症、うつ、そううつ病、てんかん、発達障害などで長期に生活に制約があり、精神障害者保健福祉手帳を持つ人が対象。18年度からは精神障害者の数も考慮した新たな法定雇用率となる。

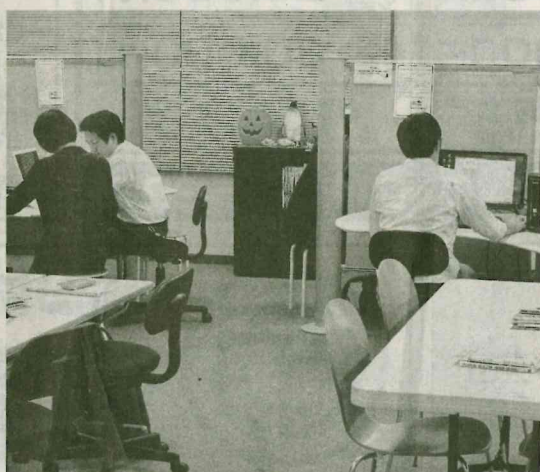


精神疾患にかかった人が就労するまでの流れ

障害者雇用促進法では、一定規模の企業に法定雇用率以上の障害者の雇用を義務づけており、06年度からは精神障害者も対象になった。さらに、18年度からは精神障害者の数を考慮した新たな法定雇用率を定めることになっており、雇用機会が高まっている。だが、精神疾患を患った後、十分回復せずに急に働

## 施設により就労後の支援も

※件数はいずれも精神障害者保健福祉手帳を持つ人と精神科系の医療機関に通院している人の合計



一人ひとりに応じた就労支援を行う就労移行支援事業所「スイッチ・センダイ」。利用者はスタッフと話し合いを重ねたり、パソコンを使って職探しをしたりしている(仙台市で)

々にプログラムに参加し、集団での成功体験を積み重ねることが復帰への第一歩」と東大精神科の管心医師は説明する。

JR仙台駅近くにある「スイッチ・センダイ」は障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所だ。同事業所は通常、知的、身体障害の人も多いが、この施設は精神科の通院経験があるなど、心のつまずきを感じた人が対象だ。柔軟な思考を身に付ける方法や、ヨガによるリラクゼーション法、パソコン講習などのプログラムから自分に合ったものを選ぶ。「自分は何のために働くのか」、スタッフと話し合いを重ねながら一緒に将来の働くプランを考えたり、職探しをする。「納得して選んだ仕事だからこそ長続きできる」とスタッフの精神保健福祉士、小野彩香さん。就

職後の定着率は約8割。約半数は会社に精神疾患の経験を伝えず、一般就労をしているという。

両方の施設に共通しているのは、就労した後も施設の支援が得られることだ。東京都の女性(30)は、都内の企業の売場で販売員として就職して約1年。「仕事があまくいかなかった」「自分がいいのかわからない」「自分がかかっていた不安や悩みが直に直した。その都度、通っていた東大精神科デイホスピタルのスタッフが相談し、スタッフが会社に連絡。上司がこまめに声をかけてくれた。」「周りの支援のおかげで、安定して働けるようになった」と笑顔で話す。

だが、回復から就労後の定着まで、全国どこでもこうした支援が受けられるわけではない。精神科デイケアの中には、就労支援をしていない施設も多い。一方、就労移行支援事業所の中には、技能やマナーの習得に特化しているところもある。十分見直し、合った施設を選ぶことが重要だ。就職の相談や就職後のフォローアップの派遣などの支援は全国の障害者職業センターでも実施している。障害のある人のために専門の援助部門を設けるハローワークも増えている。障害者枠の雇用でなくても、受けられる支援も多い。地域にどんな支援体制があるかを見極め、積極的に活用していくことが望ましい。